

京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱第22条の規定により通知した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同指導要綱第27条第3項の規定により公告します。

平成21年12月24日

京都市長 門川大作

1 協議成立の年月日及び番号

平成21年12月2日 第21-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市右京区京北五本松町内河原2番地、2番地の1、3番地の1、4番地の1及び5番地の1並びに五本松町新稲谷口6番地

3 協議をした者の住所及び氏名

京都市右京区山ノ内瀬戸畑町40番地の16

吉原 和男

(建設局土木管理部調整管理課(京北分室))